

〔総合口座（インターネット支店）〕

項 目	内 容
1.商品名	総合口座
2.販売対象	個人のお客さまに限定させていただきます。
3.期間	①普通預金：普通預金の取り扱いと同様です。 ②定期預金：各定期預金の取り扱いと同様です。 お預け入れできる定期預金は次のとおりです。 ・自由金利型定期預金（M型） ・金利成長定期預金 ・宝くじ付き定期預金 ・富士山定期預金 ※「非自動継続扱い」をご選択いただいた場合は、満期日に普通預金へ入金する「自動解約入金」のお取り扱いとなります。
4.預入（受入）方法	①普通預金：普通預金の取り扱いと同様です。 ②定期預金：各定期預金の取り扱いと同様です。
5.払戻（支払）方法	①普通預金：普通預金の取り扱いと同様です。 ※普通預金の残高が不足する場合には、定期預金を担保とし、担保の 90%または最高 300 万円まで当座貸越による自動融資が受けられます。ただし、円貨定期預金を作成する場合は除きます。なお、20 歳未満のお客さまは当座貸越をご利用いただけません。 ②定期預金：各定期預金の取り扱いと同様です。
6.利息 (1)普通預金 (2)定期預金 (3)当座貸越	普通預金の取り扱いと同様です。 各定期預金の取り扱いと同様です。 ①貸越利率 担保となる定期預金の種類により次のとおりとします。 A.スーパー定期 : 約定利率+0.5% B.金利成長定期預金 : 「5 年利率」+0.5% C.宝くじ付き定期預金 : 適用中の利率+0.5% D.富士山定期預金 : 約定利率+0.5% ②利息引落時期 毎年 2 月と 8 月の当行所定の日には普通預金より自動的に引き落とします。 ③計算方法 毎日の当座貸越最終残高について付利単位を 100 円とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出します。 ※定期預金の作成に際しての普通預金の払戻しに関しては、当座貸越のご利用はできません。
7.手数料	普通預金のキャッシュカード（しずぎんカード）によるお支払い等にあたっては、しずぎんカード規定に定める手数料がかかることがあります。
8.付加できる特約事項	特にありません。
9.重要事項について	①総合口座にお預け入れいただく普通預金および定期預金は預金保険の対象となります。（1 人あたり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。） ②定期預金は原則として満期日前に解約することはできません。ただし、やむをえず満期日前に解約する場合には、各定期預金種類の満期日前解約の取り扱いに準じます。
10.その他参考となる事項	①この口座は通帳を発行いたしません。 ②口座を譲渡または質入れすることはできません。 ③インターネット・モバイルバンキングがセットされます。 ④当行およびセブン銀行の ATM 利用手数料が無料となります。 ⑤セブン銀行の ATM をご利用の場合、時間帯にかかわらず、ご利用手数料は無料となります。
11.当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 ①連絡先 全国銀行協会相談室 ②電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772